

# 独立した第三者保証報告書(文例)

20XX年XX月XX日

ABC株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

株式会社 ●●  
東京都○○区○○ ○丁目○番○号  
代表取締役社長 ○○ ○○

株式会社●●(以下「当社」という。)は、ABC株式会社(以下「会社」という。)の20XX年XX月XX日をもって終了する事業年度の「サステナビリティレポート20XX」(以下「報告書」という。)に記載されている20XX年度の重要なサステナビリティ情報(以下「サステナビリティ情報」という。) <保証の範囲が分かるように記載する。>について、限定的保証業務を実施した。

## 会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準(XX参照<基準の参照が分かるように記載する。>)に準拠してサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。

<必要に応じて固有の不確実性について記載する。以下に参考例を示す。>

XXに記載のとおり、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。>

## 当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づき、倫理規程(2009年12月 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会)が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

## 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、報告書に記載されているサステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、サステナビリティ情報審査実務指針(2014年12月 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会)に準拠して、限定的保証業務を行った。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性及び報告書の基礎となる記録との一致又は調整等、以下を含んでいる。

<必要に応じて手続について記載する。以下に参考例を示す。>

- ・ 会社の見積りを開発する方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、現地調査[●ヶ所]を実施した。>

このため、限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどに高くはない。

## 限定的保証の結論

当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、会社のサステナビリティ情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上